

(A) ゼロカーボンシティへの挑戦について

No.	Q.	A.
A-1	なぜ、苫小牧市は再生可能エネルギー推進に取り組むのか	当市では、地球温暖化対策として、持続可能な快適都市の実現と豊かな自然と調和した環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めております。 その取組の一環として、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおりますが、再生可能エネルギー発電設備の導入にあたっては、自然環境や生活環境との調和を図ることが重要であるとともに、地域の皆様をはじめ、事業に関心をお寄せいただいている市民のご意見、関係法令等を踏まえながら、適切な対応が図られることが必要であると認識しております。

(B) 説明会について

No.	Q.	A.
B-1	住民説明会が開催された日	住民説明会は下記のとおり開催済みです。 令和8年6月17日14:00～15:00 令和8年6月17日19:00～20:00 令和8年7月21日10:30～11:30 令和8年7月21日19:00～20:00 錦西・すずらん会館（苫小牧市錦西町2丁目12-1）
B-2	説明会の対象となった地域・住民	事業予定地から300m以内の住民、事業所 事業予定地に隣接する土地の所有者 事業予定地の周辺町内会にお住まいの方（錦西町内会、すずらん町内会、樽前町内会）
B-3	参加人数	令和8年6月17日14:00～15:00 19名（内、報道関係者1名） 令和8年6月17日19:00～20:00 6名（内、報道関係者1名） 令和8年7月21日10:30～11:30 13名 令和8年7月21日19:00～20:00 3名 ※記名拒否の方を除く
B-4	周知方法	条例で規定されている300m範囲は住宅に対して周知対応 居住していない土地所有者には郵送 町内会報誌への掲載または添付 町内会館等（錦西・すずらん会館、樽前交流センター）への掲示

B-5	周知範囲の根拠	苫小牧市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（再エネ条例）に基づき、高圧規模の発電所であることから事業区域から300mを周知範囲の基準となります。 ※条例の根拠は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に準拠 （参考） 特別高圧：事業区域から300m 高圧：事業区域から300m 低圧：事業区域から100m ※今回は条例で定められた基準（事業区域から300m以内）よりも範囲を広げて対象町内会に居住する住民を対象に説明会開催を周知。
B-6	資料	本事業に関する住民説明会資料・寄せられたご質問等を市ホームページで公開
B-7	「地域住民の理解が得られた」とした判断基準	住民説明会を4回実施し、反対のお立場からのご意見もあったものの、主な内容は工事車両のルートや道路幅、景観への懸念など具体的かつ実務的なもの为中心であり、これらに対して事業者から具体的な回答がなされ、市としては一定のご理解と認識の共有が図られたものと受け止めています。
B-8	条例に基づいて北海道ガス側にどのような対応を求めているのか	条例に基づき、下記の対応を事業者の責務としています。 ・法令を遵守すること ・災害の防止に努めること ・景観及び自然環境等へ配慮すること ・周辺関係者と良好な関係を保つように努めること ・地域と共生した再生可能エネルギー発電事業の実施を図るために必要な措置を講じること ・発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態に維持管理すること
B-9	今後の説明会	既に、条例で定められた一律の基準（発電所敷地から300m以内）よりも範囲を広げて対象町内会に居住する住民を対象に説明会を開催しており、今後、市民全体を対象とした説明会を行う予定はありません。

(C) 事業区域について

No.	Q.	A.
C-1	所在地、面積	苫小牧市字錦岡495 番594 地番区域の面積：267,829 m ² 事業区域（フェンス外含む）55,500 m ² （予定） 事業区域（フェンス内）46,069m ² （予定）
C-2	土地利用区分、土地の状況	地目上は山林とはなりますが、当該事業区域は過去に開発済みの市有地で、かつて土取場として利用されていたため現在は雑草地で、雑木は点在する状況となります。 基本的には平坦な土地であります。 近隣住宅街からは300m以上の距離があり、またオートリゾートアルテンよりも標高が高い位置にあり木で覆われているためアルテンやアルテンに向かう道路からは見えない位置関係にあります。
C-3	伐採範囲	事業予定地55,000m ² のうち、草地：約2.22ha（22,200m ² ）、雑木林（木が点在）：約3.33ha（33,300m ² ）（概算）
C-4	伐採予定本数	当該事業区域はかつて土取場として利用されており、現状は雑草地で雑木は点在する形になり、本数については算定しておりません。

(D) 事業内容について

No.	Q.	A.
D-1	契約予定期間	令和10年4月以降、発電開始から20年間
D-2	本事業には環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用するが、現在予定している国からの交付金額はいくらか	金額は公募要項に記載のとおり、最大3億円となります。
D-3	交付金の申請・交付決定の予定時期	現時点では交付決定はされておられません。 交付決定時期は令和9年度を予定しております。
D-4	苫小牧市が本事業に直接支出する費用、市の一般財源から負担する費用	苫小牧市が本事業に直接支出する費用、市の一般財源から負担する費用等はありません。
D-5	北海道ガス又は関係事業者が撤退、倒産又は事業継続不能となった場合の取扱い	撤去費及び処分費について、積立を含めて協議をしております。
D-6	事業が途中で中止又は変更された場合の交付金の返還リスク	事業が中止または変更された場合は、事業者から市へ補助金を返還いただき、国へ返還することになります。
D-7	北海道ガスから市へ支払われる市有地の賃料について、年間の予定額	公募要項に記載のとおり1㎡あたり年額2.05円を予定しております。
D-8	市が負担する電力購入費	公募要項に記載のとおり、電力供給単価は税抜21円/kWh以下となっております。 具体的な金額は、公表できません。
D-9	発電量が想定を下回った場合	本太陽光発電所の電力は市有施設への供給を予定しておりますが、発電量が想定を下回った場合においても、別途市として電力を確保できる体制とするため、市有施設の運営に影響はありません。

(E) 事業の進捗について

No.	Q.	A.
E-1	北海道ガスは現在「優先交渉権者」とされていますが、現時点で北海道ガスを正式な事業者として決定済みなのでしょうか。	北海道瓦斯株式会社様を事業者として計画を進めております。
E-2	基本協定、土地賃貸借契約、電力供給に関する契約等の締結日	「市有施設への再生可能エネルギー由来の電力需給契約締結に向けた太陽光発電設備等導入に関する協定」を締結しております。 締結日 令和8年7月17日) 賃貸借契約、電力供給に関する契約等は締結しておりません。（令和8年9月11日現在）
E-3	調査・設計・各種申請・工事等の進捗	現時点で工事着工はしていません。（令和8年9月11日現在）
E-4	工事開始時期、伐採・造成開始時期、発電開始予定時期	工事開始時期は令和9年以降、発電開始時期は令和10年頃を予定。

(F) 環境と災害リスクについて

No.	Q.	A.
F-1	自然環境への影響 環境調査や影響評価	生態系への影響につきましては、当該事業対象地が、過去に土取場として既に開発が行われた土地であること、また環境影響評価の実施が規定されている規模の10分の1程度の規模であることから、豊かな自然環境への影響は最小限に抑えられると考えております。 以上のことから、現時点で新たな調査は予定していませんが、新たな懸念などがある場合は専門家への確認を行うことも検討します。
F-2	景観配慮	発電所予定地はアルテンや錦大沼公園よりも標高が高い位置にあり、事業予定地の傾斜地や道路沿い（東側）の樹木は残置する設計とし、人が頻繁に行き来するような場所でもないが周辺施設や道路側からの景観を変えないよう配慮しており、景観に配慮した計画としております。
F-3	災害リスク評価	災害リスクや環境負荷の軽減を企図し、傾斜地は利用せず、平坦なエリアのみを活用することで、斜面崩落や土砂流出のリスクは極めて低い設計となっております。 また地質調査結果や市の基準風速・積雪量を考慮した安全性を確保した設備設計としております。万一火災等があった場合は、事業者にて速やかに対応する体制を構築いただきます。
F-4	排水計画について 太陽光パネル設置区域及び関連施設から発生する雨水、融雪水について	基本的には平坦な土地であるため斜面に水が大量に流れるような地形ではなく、発電所外に水が流れた場合にも周辺の樹木が緩衝帯となると考えております。通路の砂利敷きなど適切な維持管理を行い、万が一、土砂流出等があれば運転期間中も随時対策を実施します。